

令和 2 年第 1 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 2)

目 次		
議 案 番 号	件 名	ペー ジ
定 県 第 47 号 議 案	令 和 2 年 度 神 奈 川 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)	1
	第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正	2
	第 2 表 地 方 債 変 更	4

令和 2 年度神奈川県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度神奈川県一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億 6,973 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 9,055 億 5,973 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債変更」による。

令和 2 年 3 月 23 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 地 方 交 付 税		105,000,000 ^{千円}	179,115 ^{千円}	105,179,115 ^{千円}
	1 地 方 交 付 税	105,000,000	179,115	105,179,115
8 国 庫 支 出 金		122,313,187	1,055,951	123,369,138
	1 国 庫 負 担 金	51,515,219	34,048	51,549,267
	2 国 庫 補 助 金	64,261,034	1,021,903	65,282,937
11 繰 入 金		53,137,738	633,672	53,771,410
	2 基 金 繰 入 金	52,095,361	633,672	52,729,033
14 県 債		183,489,000	101,000	183,590,000
	1 県 債	183,489,000	101,000	183,590,000
歳 入 合 計		1,903,590,000	1,969,738	1,905,559,738

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民 生 費		292,028,910 ^{千円}	1,032,397 ^{千円}	293,061,307 ^{千円}
	2 障 害 福 祉 費	70,160,029	863,621	71,023,650
	3 老 人 福 祉 費	105,845,849	166,543	106,012,392
	5 児 童 福 祉 費	92,383,518	2,233	92,385,751
5 衛 生 費		198,750,475	603,101	199,353,576
	1 公 衆 衛 生 費	17,075,278	603,101	17,678,379
8 商 工 費		12,971,920	317,630	13,289,550
	3 商 工 金 融 費	2,319,108	317,630	2,636,738
11 教 育 費		403,872,618	16,610	403,889,228
	7 保 健 体 育 費	522,720	16,610	539,330
歳 出 合 計		1,903,590,000	1,969,738	1,905,559,738

第 2 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(民生債) 社会福祉 施設整備費	千円 483,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和 2 年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる公 的資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率と する。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 584,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和 2 年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる公 的資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率と する。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	183,489,000				183,590,000			

